

平成27年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成27年 7月 10日（金曜日）

開 会 午前 11時10分

閉 会 午前 11時50分

○会議に付した事件

1. 公売物件に係る訴訟について
-

○出席議員（6名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	山 田 和 子 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	斎 藤 征 信 君
委 員	本 間 広 朗 君	委 員	前 田 博 之 君
議 長	山 本 浩 平 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長	大 黒 克 己 君
総 務 課 主 幹	伊 藤 信 幸 君
税 務 課 長	南 光 男 君
税務課危機管理室長	小 関 雄 司 君
税 務 課 主 幹	小 林 繁 樹 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 任	葉 廣 照 美 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前11時10分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、公売物件に係る訴訟についてということでございます。まず町側からのご説明を求めたいと思います。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 本日、急な開催申し入れに対しましてお集まりいただきましてありがとうございます。申し訳ございません。本日の案件でございますが売買物件に係る訴訟についてということで、実は来週7月14日開催の定例会7月会議においてこの訴訟に係る費用についての補正予算を上程したいということで考えてございまして、その前段で今回の訴訟の関係の経緯等も含めて内容を事前に説明をさせていただきたいということでございます。それではお配りの資料に沿いまして説明をさせていただきます。まず事件の経緯でございますが、昨年白老町が差し押えた字北吉原の土地・建物の不動産物件につきまして、これまで他の自治体、国も含めて行っていたインターネットを使った公売です。これを本町として、初の試みで昨年8月にその物件に対して行ってございます。この出品物について入札の結果、埼玉の在住の方が落札して所定の手続を経て所有権の移転を完了した次第でございます。その後落札者のほうから実際の購買物件の家の中にあるタンスですとかあるいはエレクトーン、そういったもろもろのものが想定を超える大量の残置物があるよということで、これは事前の説明もなしにあるいは町が意図的にそういうものがあるというものを隠して公売にかけた物件であるので事実不告知及び瑕疵担保責任による残置分の処分費用、それから慰謝料を合わせて135万円を請求する旨の文書のまずは送付が昨年12月と本年2月2回ございました。これに対して町としましては別に隠しているわけではございませんし正規の手続として行っておりますので瑕疵はない旨やりとりはしてございました。相手方と町のやりとり全てメールで行っており電話ではございません。そういったメールあるいは文書とでやりとりをしております。その後6月26日づけでさいたま地裁の川越支部より呼び出し状及び訴状一式が送付されたということでございます。訴状の趣旨としては先ほども若干触れましたが135万円の慰謝料及び落札代金納入後の利息を支払えと。それからもう1つが残置物撤去に対する元所有者の同意書原本を引き渡す。それから訴訟費用は町が負担せよとの内容になってございます。それで、町の考え方と対応でございますが、町としてはあくまでもそのインターネットオークションのガイドライン等による注意喚起、あるいは本人に対して事前に残置物がある旨を説明してございます。そういう中で落札者がやはりその辺を理解した上で入札に参加したということで考えておりますので、損害賠償請求される理由はないということで町は7月2日に応訴する前提で町村会の顧問弁護士であります札幌の佐々木総合法律事務所に相談し、同事務所と個別契約を進めるべく対応をしているところでございます。下の訴状受理以降の経過につきましてはちょっとダブるとかございますが、まず本年5月27日最初は相手方は簡易裁判所に申し立てをしたようですが、それが埼玉地

裁への移送になりましてそれで移送決定書というものを本町でまず受理しております。6月26日に第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書の催告状というのも受理してございます。その後内部協議を経て佐々木総合法律事務所へ相談しているというような状況でございます。私のほうからこの記載の内容につきましては以上でございまして、この後は税務課長よりこの競売差し押さえ、それからインターネットオークションの関係について説明いたします。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 今回の公売物件のインターネット公売ということで初めて取り組んだことなのですが、まずインターネット公売の公売ですけれども、公売とは税の滞納により差し押さえた不動産や動産などの財産を国税徴収法に基づき入札や競りにより換価する。換価とは差し押さえ財産を金銭に換えるということです。その公売がそういう制度でありまして、それをインターネット公売という形で実施しておりますけれども公売方法の1つでありますインターネット公売です。当町では初めてヤフージャパンは提供するインターネットオークションシステム、官公庁オークションを利用して地方公共団体の法律の規定に基づいて差し押え財産を換価するために買い受けの機会を一般に公開し今回は入札形式で公開を行っております。十分処理に当たりましては、ヤフー株式会社が作成したインターネット公売事務の手引きやインターネット公売システムをホームページにも掲載し白老町インターネット公売ガイドラインに沿って実施したものでございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 以上で町からの説明でよろしいですね。ただいま町からご説明ありましたとおり14日本会議が行われます。その旨を理解した上で事前審査等にならないように状況の把握ということで今回委員会を開催しております。町が訴訟を起こされているという状況をまず皆さんに把握をしていただくということでございますのでそれを踏まえた上でご質問をお願いしたいと思います。ご質問のあります委員の方はどうぞ。前田委員。

○委員（前田博之君） 今インターネットの公売、これ当然手数料とか何か取れると思えますけどそういう金銭関係、公売の額によって率あると思えますけどその関係と肝心なこと書いていないのだけど本会議かどうかかわからないけど落札額は幾らになったのか、それによってこれだけの予算賠償経費かかるのだけどうなのかというそこだけ聞いておきます。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） ヤフーのインターネット公売の場合の落札金額に対して3%の手数料プラス消費税となっております。今ご質問のありました落札価格につきましては149万400円ということになってございます。その掛けた金額で4万8,288円という形になります。消費税入って4万8,288円です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。ヤフーに載せるときのガイドラインに残置物の存在を事前に明らかにしているという説明でしたけれども、その想定を超える大量の残置物ということだったのでその残置物の存在のあげ方はどのようなあげ方をされたのかお尋ねします。例えばエレクトーンとか記入されていたのか、たんすとかエレクトーンというふうに記入されて

いたのかどうかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 一般に公開しておりますのでホームページに載せたときにガイドラインも一緒にお示ししております。その中で残置物につきましては買受者が処分してくださいという情報の規定しております。その中で実際に公売にかけた現況の写真だとかも添付しているんですけども、その中で残置物があるよということの問い合わせがメールでありましてそのときにどの部屋にどのようなものがありますかというようなことがありましてそれでメールで回答しています。さらにその量的なもの、内容的なものもさらにまたメールで問い合わせがあってそれに対して具体的に動産類、家具だとかそういうものがありますよということでさらに回答してその中で買受者が入札に挑んだという状況ではあります。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。そうしましたらそのメールである文書である記録は全て町のほうにも残っているという押さえでよろしいですか。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 電話ではなくメールですのももちろん記録は残っております。それは今回訴訟というか公判というか裁判になったときにはいろいろそうい書類も提出することにはなろうかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 住所から見ると、これは温泉つきなのかどうなのか。もし温泉つきであれば権利はどういうふうになっているのかということが1点と、白老町初の試みのインターネットの公売という機械類のやりとりなので相手のこともよくわからないと言っているのか、それが機会の取引なのかわからないのですけども、こういった事例というのは今までないのかどうか、その行き違いだとか現地を見ていないわけですよ。当然その写真だとかこちらのガイドラインによった説明だけで相手は解釈をして競争入札で買ったと思うのですけど、今までそういう訴訟とかそういうものはなかったのか、白老初めてだと思っておりますのでそういった情報なのは入っていますか。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） このとき税務課長ということで、私も先生のほうといろいろ相談したという関係で、こちらでご意見述べさせていただきたいと思っておりますけど、この物件についての温泉の権利はありません。温泉はついてないです。それとインターネット公売の部分ですけども、行政が差し押えて公開するという物件では基本的には今回は家と土地を押さえた部分でございまして、それまで極端な話、中に人が住んでいようが、それは関係がないんです。こういう行政が差し押さえて公売するという物件、これは裁判所がやる競売と同じような関係です。ですからその中身についてはあくまでも家具だとかいうのはご本人のもので。ご本人が持っているものなのでそれはもう例えば買った人が中の住んでいれば、その人と交渉して出て行ってくださいとか、そういうことをやらなければいけないということで、あくまで

もその行政がやる差し押えの公売というのは所有権を買った人に渡しますよということだけです。ですから一般の不動産の売買とは違って全て中をきれいにしてご本人に渡すとかそういうことでございません。ですから基本的うちに担保責任もありませんし中のものについてもうちが例えば全てのものを知っているかといったら本人が家に入らせてくれなければ極端な話、何があるかという実際わからないというのが公売なんですね。ですからそういう部分を全てインターネットのガイドラインの中に載せて過失もないし自分が本当に落とすのだった現地を確認し中を確認してこられるとか、外から側を見てこられるとか買う側の責任としてインターネット公売はやっているんです。そういうことを了承して入札してくださという形でやっていますので、基本的にはそのインターネット自治体がやる公売によるトラブルの事例というのは、私インターネットいろいろ探した中では今まではないです。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 今の質問に関連して、そうしましたらこのさいたま県の方は初めてこういう物件を購入されたという方なんでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 多分北海道に移住というか自分が住たいということで入札されてきた方だというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 佐々木法律事務所に相談をしているということなんですけども、これ今中身精査中だろうというふうに思いますけども、手続き上今いろいろ説明された中ではこちらはきちんと手続きを踏んでいるなというふうに聞こえるんですけども、弁護士と相談の中身ではそれでいいのだというふうな判断を下しているのか、その辺の当初勝算についてどう考えているのかその辺お聞きします。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 実は今回6月に訴状が届いていますけど、その前段でのやりとりで裁判も辞さないというような中身のお手紙がありましたので、それに対してもし来た場合に本町として瑕疵があるのか、受け入れることが可能なのかどうなのかということで本年3月に一度ちょっと先生のほうにお伺いして詳細をお知らせしているわけではないですが、こういう案件どうなのかということでまずは確認をしております。その段階では弁護士のほうからはこれは全然問題ないよと、逆に訴えるならば受けて立つぐらいの気持ちでというまずはお返事をいただいております。今回実際このような形になった段階でまた詳細を先生のほうに説明をさせていただきまして、先生のほうからからの回答では当初とのご相談した段階と同じく町に瑕疵等はないという考えでこれは揺るぎないというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。本間委員。

○委員（本間広朗君） 訴状の趣旨のところなんですけど1番目はわかるのですが、2番目の残置物撤去。これ元所有者の同意書原本を引き渡せ、というんですけど、実際にこういう原本というのはつくらなければならないのか、あるのかというのと、当然それ実際とは違うよという

ことなので多分おそらくネットではそういうのは先ほど山田委員が言ったようにどこまで正確にやったかわからないんですけども、本人は多分それを全部把握して落札したと思うんですけどもその辺のところ何か行き違いがあったのかどうかちょっとわからないんですけど、実際にそういう原本つくってその所有者にそういうものリストいうのかそういうのを公示というかちゃんと提出して本人も見ているのかどうかもちょっとわからないので中身もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 残置物撤去に対する元所有者の同意書というのはいわゆるその中にある差し押さえたのは家と不動産なのでそれ以外のものというのは全て所有者、滞納者のものになっています。では、その滞納者の持っているいわゆる動産、それこそ家具だとか衣類だとか、そういうのはどうするのといったときに、それは好きにしていけますよとそういう旨の同意書なのです。それがなければ俺のもの勝手に何で投げたのかとかなりますので、そういうトラブルがないように本人から動産についてはどうするのという、それはもう町のほうとか買い受け人が好きにしていけますよというそういう同意書でございます。この同意書については本人からトラブルとかあったらまずはコピーしたものを本人にお渡ししています。滞納者からの筆跡で印鑑をもらったものを本人にまずコピーとして今渡している段階です。ですから原本はまだうちのほうにあると。これが今後の裁判の中で原本も本人のものだとなれば裁判所の命令に従って本人に渡すのはうちはやぶさかではないと思っています。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。山本議長。

○議長（山本浩平君） このガイドラインというのは町のガイドライン、それともヤフーオークションのガイドラインですか。そのガイドラインというのはどういうものなのかというのを後でもいいから資料として出してもらえるかどうか。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） このインターネット公売についてというシステムだとかガイドラインはホームページに掲載しておりますので、それをそのままお渡しできるというか委員会のほうにこの資料自体そのものをお渡しすることは可能でございます。このガイドラインについては国税徴収法に基づく公売の手続の中でヤフーがこのシステムをやるときにいろんな全国の市町村が利用していますのでそれをもとに国税徴収法と手引とそれに伴った白老町独自というか大体内容同じなのですけどガイドラインを作成して公表しているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） どういうものなのかってやはり参考にしたいので出していただきたいというふうに思います。せっかく初の試みとなるインターネット公売でこういうような形になってしまって問題はおそらくこの内容を見ると訴訟を起こされた方のほうに大きな問題あるのかなというふうには思うんですが、今後同じようなことまたやったときに同じようなケースが当然相手によっては起きてきますよね。なので、今後の対応というのかまた同じようにこういうのやっていくのかどうなのか。今のところどのように押さえられてるかなというふうに伺っ

ていきたいなと思います。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） インターネット公売をやることによって広く公開して換価できる、高くできるということもありますけども、やっぱり公売にかける差し押え財産のケースなど踏まえながらやっていかなきゃならないのかなど。この訴訟があったからもうちょっとやめますとかそういうことではなくて、今後いろんなケースを考慮した中で、のインターネット公売は利用していきたいなとは思ってございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） それでは関連で山本議長。

○議長（山本浩平君） おそらくこれ先ほどの佐々木弁護士さんのコメント聞いても町のほうに瑕疵がないということで勝ち目のほうがあると思うんですけども、最終的に争って向こうも最後まで戦いますよというふうになったときに最終的に費用をこちらのほうが全面的に勝った場合は何一つこちらのほうはかからないということによろしいですか。いわゆるこちらのほうの弁護士費用も相手方が支払うというような認識でよろしいですか。そのように思っているんですけど、その確認。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） ただいまのご質問でございますが、まず佐々木総合法律事務所のほうにその件のところ紹介をさせていただきましたところ、結局訴訟費用に係るうちのほうでかかってくる弁護士にかけた費用までは相手方に求めることはできないという回答なんです。というところで今回7月14日の議会で上程させていただく補正予算の中身としましては、まずこの弁護士事務所様のほうに個別契約をする際にまずは必要になってくる着手金それと今後裁判が進んでくるとおそらく証人尋問だとかいうところが想定されますので、それに係る旅費を補正させていただくということで考えてございます。まず着手金につきましては16万円程度。こちらから埼玉のほうに出向いて行く証人の旅費としまして18万円程度ということで合わせまして総額では35万円程度の補正を組みたいなというのを考えてございます。それと最終的にこの裁判が全部終わった際には報酬としましてまた別途幾らかということになりますが、こちらにつきましてはまた別途事務所との協議となってございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 先ほど動産の場合こちらの責任になるものでないと。土地・家屋だけということで中身については相手方も話し合いで解決するべきものだというふうにも言われましたけれどもこれはあれですか、そういう仕組みを知らないで訴訟に至ったのか、相手の人が訴訟を起こした人がそういう仕組みというのを知らないでやったものなのか、相手側で差し押えられた人と訴えた人とが話し合っ決めてべきものであればそういう話し合いというのが成立するような条件というのは心配ないのかどうなのか。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） いわゆるその入札者についてはこのうちにあるガイドラインを十分承知して入札したというふうに私どもは認識しています。そのガイドラインの中

に注意事項も全て載っていますので、あくまでもその差し押えたものだけであって中についていものは本人と話して処分するなり使うなりということは当然理解して入札に至っていると私どもはそう思っています。基本的に本人とのやりとりはどうかということが入札するまでは滞納者の名前とか一切相手には伝わりませんので物件だけしか本人は知らないと思います。ですから、実際入札した人が今回の場合はもう全部処分してよという理解を得ているのですが、そうではなくて本人が例えばまだそこに住んでいるという場合でしたら買った本人と話し合う。もしくは本人もそれに応じなければ逆に裁判所に撤去だとかそういう請求をすると、そういうような形になるかと思えます。それがいわゆる滞納物件に対するその公売の流れとか中身になっております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 私インターネットの売り買いというのはあまりよくわからないで初歩的なことかも知れませんが、これは公売ということは滞納による差し押えたものを売却していただくということでヤフー官公庁オークションにかけるということでヤフーのガイドラインにきちんとのおとって書類をネットに載せて売却したということですよ。そうであれば、このこういったものが起きたときにヤフーの会社、ここは何か証明してくれるとかきちんとおとってやっていますよとか、そういう証人としての何かことはやってくれないものなのですか。全然一切タッチしないでお互いにただ間に入ったというだけでそういう責任というのはないのか。公的な公売ということもうたってますので、それにのっかってこちらからも出したわけですから条件的なものはきちんと全部クリアしていますというようなこと証明してくれるとかそういうことにはならないのか、あくまでも売った人と買った人のネットを通しただけでやりなさいということになるのか、その辺どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 基本的にはやはり当事者とうちとのやりとりだと思います。ヤフーそのものはそのサイトを貸しているというか、それを経営してるだけ話して途中で売りたい人は売りたいと、買いたい人は買いたいというそういうやりとりなので基本的にこういうトラブルが起こったからそれを証明するというようなことはないというふうに私も考えております。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。こうなる前に和解策というか残置物を処理するだけだったら35万の金額ですよ。これ訴訟を起こされて弁護士費用も云々かかると何パーセント成功報酬かかるかわかりませんが40万、50以上かかるということに予想されますよね。そうした場合に例えばその初期段階で残置物処理費用を折半しましょうかというような和解策みたいなものを検討されたことがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 和解策というよりその前段で先ほど南課長が言ったようにメールで衣類だとそういうのは大量に多数各部屋にありますよというそういうやりとりは

入札前にやっておりました。それはメールでのやりとりで2回ほどやってました。それを承知の上でそれ以降本人が入札額をうちに入札してきたということなので、ですから本人とのいわゆるトラブルとか何とかというのは買った後なのです。実際にはその本人が10月にこちらに見に来て初めて知ったようなこと言ってるんですけども、基本的には本人が入札する前に各部屋に多数の家具だとか衣類がありますよということ言っておりましたので、我々としては和解も何もない、本人がそういうことを知って入札したので当然それはもう承知の上で入札して本人落としたのだなというふうに思ってますので、我々としては和解をするという段階ではなかったのかなと思ってます。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。山本議長。

○議長（山本浩平君） ちょっと今の話なのですが、ごめんなさい、民間感覚で話をさせていただきますけども、これ今の段階でも相手と話つけてしまったほうが余分な費用かからないような気が僕はするんですよ。先ほど質問したときに、こちらが勝ったからといったって弁護士費用のかかるものはかかるということで、35万ぐらいを上程させているということですね。そして、この慰謝料100万円は別にしたとしても、こんなに処分するものがあると思わなかったと。35万だと。この35万程度相手方がいろんなところへ見積もりを取って出してきた金額ですよ。所有者の人はもうそこにあるものはいらぬよと。エレクトーン何かはもし使えるものだったらただでももらえる人いるかもしれませんよね。家具だってもしかしてリサイクルショップでただで引き取ってもらえるかもしれません。それ考えたら民間感覚でいうとこれ裁判でもっていかないほうがいいんじゃないかと。今からでも話つけて、これもういろいろあったけど処分してしまうから、これでどうだいというような話をつけるのも1つではないかというふうに考えるんだけどもそうはいかないのかなと。というのは、多分裁判になったとしたって和解ということもありますね。最後までその結審するとかというのではなくてお互いにやりとりした中で話つけなさいよと裁判官が言ってということもありますよね。それも含めてまだまだいろんな余地というのはあるのではないかと思うのだけどうですか、そこは。

○委員長（小西秀延君） 小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 議長が言われたような部分も1つの策としてあるかなと思うのです。ただ我々としてはインターネット公売というのはもう全国の行政機関が国も含めて道も含めてやっているものなんです。それはある程度そのガイドラインという一律の決まった規則の中でやっています。またそれは国税徴収法の中でも定められてやっていると。そういった中で本人が申し出てこれ不作為があるのではないのということで、ではわかりましたそれをやりましょうという事例というのは実際につくっていいのかというのはちょっと前例としては非常に我々としても危惧するのかなと思っています。ですから我々としてはあくまでも正当性、もうこれもう一律のガイドラインの中でやっていると、何の瑕疵もないという正当性をできれば裁判の中できちんと訴えていきたいなという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ちょっと私のほうからも1つの考えではありますけど、確かに今

後の裁判の中で和解ということがもしかしてあるのかもしれませんが。そこはちょっとどういう形で和解になるのかわかりませんが、もし和解になった場合はやはり向こうの瑕疵もあるけど町の瑕疵もあるんでしょうというところの両方で話してというところが出てくるのかなとは思われます。ただ、今回の場合は正当なことをやった中で逆に相手の思い違いなのか感情的な部分もあるのかもしれませんが、それに対しての訴えということで、ここを正規な形でやった上に何らかの逆に処分費を補正予算で上げるというところが逆にそれは理屈が成り立つのかというところが1つ。それとも何らかの和解なり譲歩なりといった場合にこれは本町だけの問題ではなくこれまでも全国的に利用されているインターネットオークションという部分のその異議といいますか、約束事も考え方も変わってしまうのかなというところもありまして、そこはやはり強い意思で望みたいなという考えもございましたので、確かに金銭的なところ考えればもしかしたら和解ほうがというところあるかもしれませんが、その辺について検討はしなかったというような状況でございます。それともう1つは最初の説明が不足していたかもしれませんが、仮にこの相手方の差し押さえ物件が一旦町の所有物、所有権が移って町のものということでこれを皆さんにオークションかけるんだよということであれば、もちろん中のものも全部町のものでそれはきちんと説明して、普通の売買と同じになると思うんですけど、今回の場合は所有権も別に町ではありませんし、相手方の差押えた方、もと所有者をそのまま売る手続きをして逆にお金に換えたという状況でございますので、そこら辺はちょっと普通の売買と違うということでお承知置きいただければと思います。

○委員長（小西秀延君） ちょっと内容も大分深いところに入ってきてますので、事情ということでほかに質疑をお持ちの方がいらっしゃいますか。なければ14日に本会議に係る議案になっておりますので論議をまた重ねる場がございますので本日の委員はこの程度に留めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。お疲れさまでございます。

（午前11時50分）